

さとうきび及びでん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策に係る対象生産者の要件の特例を適用する地域の取扱いについて

平成18年12月14日 18生産第4560号  
生産局長から関東農政局長、九州農政局長、内閣府沖縄総合事務局長あて

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成18年法律第89号）が第164回国会において成立し、これに基づき、平成19年度から、さとうきび及びでん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策（以下「品目別対策」という。）として、一定の要件を満たす生産者（以下「対象生産者」という。）に対して交付金を交付する措置を講じることとされた。

この対象生産者の要件については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号。以下「施行規則」という。）第19条及び第43条に規定されたところであるが、別途、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令（平成18年農林水産省令第69号）附則第2条及び第3条に、作業委託等ができない地域として農林水産大臣が指定するもの（以下「特例適用地域」という。）においては、平成19年度から平成21年度までの間に限り、一定の団体の構成員についても対象生産者の要件に該当する者とみなす旨の経過措置が規定されたところである。

また、品目別対策の交付金の交付対象となるさとうきび及びでん粉原料用かんしょの生産地域についても、平成18年9月28日農林水産省告示第1310号により指定されたところである。

については、特例適用地域の指定について法令の趣旨を踏まえた適正かつ円滑な実施を図るため、その考え方及びその指定に係る具体的な手続を下記のとおり取りまとめたので、御了知の上、貴局管内の関係県知事に対して貴職から通知するとともに、適切な御指導をお願いする。

記

1 特例適用地域の考え方

(1) さとうきび及びでん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策の対象生産者の要件に係る特例は、自ら作業委託や共同利用組織への参加に向けた努力を行ってもなお当該

生産者の生産する地域内に、その者の作業を受託する者が存在しないこと等により、施行規則の第19条及び第43条の要件（以下「本則要件」という。）を満たすことができない生産者が、さとうきび及びでん粉原料用かんしょの安定的な生産を行う担い手の育成に係る取組に参加することを前提として、同対策の下で交付金の交付を受けることができるようにするために設けられたものである。

- (2) このため、この特例については、品目別経営安定対策の導入当初3年間において、
- ア 本則要件を満たさない生産者からの作業の委託先となる認定農業者等（施行規則第19条第2号イ（1）及び（2）並びに第43条第2号イ（1）及び（2）に掲げる認定農業者、特定農業団体及びこれと同様の要件を満たす農作業受託組織並びに一定の収穫作業規模を有する生産者及び生産組織等をいう。以下同じ。）が存在しない地域（認定農業者等が存在するものの、当該認定農業者等が作業の委託を受けて行うことができる作業量を超える等の理由により、本則要件を満たさない生産者からの作業委託を受けることができない状況にある地域を含む。）であり、かつ、
  - イ 本則要件を満たさない生産者が参加しうる共同利用組織（施行規則第19条第2号イ（3）及び第43条第2号イ（3）の団体をいう。）が存在しない地域に対し、時限的に適用することとなる。
- (3) 特例適用地域においては、作業受委託の受け皿となる認定農業者等や共同利用組織の育成を図ることにより、特例によって対象生産者とされた生産者が、特例適用期間終了後の平成22年度以降においても本則要件を満たし、引き続き対象生産者となることが期待されている。

## 2 特例適用地域の指定手続

農林水産大臣による特例適用地域の指定は、産地の実態を適切に考慮するため、以下により、県知事からの申出に基づいて行うこととする。

### (1) 県知事からの申出

県知事は、特例適用地域として指定することが適当と認められる地域（原則として市町村又は市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）施行の日における市町村を単位とする。）及びその理由を記載した書類により、地方農政局長又は沖縄総合事務局長を経由して農林水産大臣に申出を行う。この申出は、平成19年3月1日から4月30日までの間に行うものとする。

### (2) 農林水産大臣による指定

農林水産大臣は、(1)の県知事からの申出に基づき、特例適用地域を指定し、告示する。なお、この告示に際しては、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条

の規定に準じて、1ヶ月程度の間、意見公募を行う。

(3) 特例適用地域の変更

県知事は、特例適用地域として指定された地域について、上記の1(2)ア又はイの地域に該当しないこととなり、又は市町村合併が行われたこと等により見直しが必要となった場合には、速やかに特例適用地域の変更の申出を行う。この場合の手続は、(1)に準じるものとする。

農林水産大臣は、県知事からの変更の申出があった場合には、(2)に準じて特例適用地域の変更を行う。